

郵 第三号

案 起

昭和四年九月一日

昭和四年九月二日

施行昭和四年九月二日
公布昭和四年九月二日

内閣總理大臣

大 手

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

内閣官房副長官

林 國務大臣

森 國務大臣

鈴木 國務大臣

通良 國務大臣

植田 國務大臣

稻垣 國務大臣

益谷 國務大臣

本多 國務大臣

池田 國務大臣

大屋 國務大臣

青木 國務大臣

曾田 國務大臣

高橋 國務大臣

小澤 國務大臣

木村 國務大臣

山口 國務大臣

別紙郵政大臣請議

郵政省職員定数規程

右閣議に供する。(了解のため。)

通知案

二十四年九月二日

内閣官房長官

郵政大臣宛

郵政省職員定数規程が別紙のとおり閣議で了解せられたから、命によつて通知します。

通信省

郵人第三五号 申請 昭和二十四年九月一日

郵政大臣 小沢 佐重

内閣総理大臣 吉田 茂 殿



行政機關職員定数法第三條の規定に基づく
郵政省職員定数規程の制定について

郵政省職員定数規程を制定したので昭和二十四年五月四日閣議了解にしたがつて閣議了解を得たく別紙省令案を提出する
右閣議を求める。

省 令 案

郵政省令第

号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に基き、郵政省職員定数規程を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

郵政大臣

郵政省職員定数規程

郵政省に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方機関別の定数は、郵政事務官、郵政技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本省

区	分	定数	備考
			うち九人は、国立国会図書館支部図書館の職員とする
			うち各部の定数は、左の通り

内 部 部 局		附 属 機 関	
大臣官房	一、三〇七人	博 物 館	二〇人
監 察 局	一〇五人	病院診療所及び療養所	一七〇五人
郵 務 局	二〇九人	職員訓練所	五九三人
貯 金 局	三八〇人	計	二、三一八人
簡 易 保 險 局	四六〇人		
経 理 局	一五八人		
計	二、六一九人		
りとする。			
人 員 部	二七九人		
資 材 部	四二三人		
建築部	五二六人		

地 方 機 関		合 計	
地方郵政監察局	九〇九人	地方郵政監察局	二六〇、六五五人
地方郵政局	七六〇五人	地方郵政局	二二〇、四四七人
地方貯金局	二〇、六八三人	地方貯金局	二五五、七一八人
地方簡易保険局	六〇七四人	地方簡易保険局	
郵便局		郵便局	
計		計	

2 各病院、各診療所、各療養所、各職員訓練所、各地方郵政監察局、各地方郵政局、各地方貯金局、各地方簡易保険局、及び各郵便局別の定数は、前項に規定する当該附属機関及び地方機関別の範囲内に

各地方郵政監察局を通じての定数とする。

各地方郵政局を通じての定数とする。

各地方貯金局を通じての定数とする。

各地方簡易保険局を通じての定数とする。

各郵便局を通じての定数とする。

において、郵政大臣が別に定める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

2 逓信省に置かれる特定郵便局長等の定員に関する件（昭和二十三年十二月二十九日逓信省令第三十八号）は、廃止する。

3 各内部部局、各附属機関、又は各地方機関において、この省令で定める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。